

# 新斎場整備事業馬屋上学区説明会

日 時 平成26年2月9日(日) 19:00~21:45

場 所 馬屋上小学校体育館

参加者 住民 田原地区24名、富吉地区49名、日応寺地区6名、三和地区30名  
計 109名  
議員 9名  
合計 118名

市民局 田淵局長、中田統括審議監、内山次長、柳原担当課長、岡崎課長補佐  
大森課長補佐、小山課長補佐、三宅係長、藤原副主査、熊代主事

- 1 開会
- 2 市民局長挨拶
- 3 資料に沿って説明
- 4 質疑応答

高規格道路である吉備新線沿いに斎場を造るのはおかしい。場所が条例に反している。

斎場を決定されたあの場所は、高規格道路である吉備新線沿いですが、市の墓地等の経営の許可等に関する条例第12条には、火葬場の設置場所は、国道等から200メートル離れていることとなっていて、あそこに火葬場を造ることは条例違反ではないのですか。

都市計画決定をしてから用地買収をするのが通常の流れだと思うのですが、どうして今回は違うのですか。

一番聞きたいのが、最終的に都市計画決定がなされたとして、その前段階として、条例を無視していいのですか。岡山市が自分で作った条例を、民間には条例に反してはいけないと言って、岡山市は公だから条例に反してもいいというのは不適切ではないのですか。

中田統括審議監

条例に違反しているのではないかということですが、都市計画で位置付けることが必要な都市施設ということで、今回、都市計画決定を受け、なおかつ事業認可を受けてまいります。

都市計画決定は、既になされているのですか。

中田統括審議監

していません。(資料の)最後の予定にあると思いますが、現在の予定では、2年後くらいに都市計画決定の申請を上げていく

予定で今は考えています。

田淵局長

ちょっと補足します。条例は、墓地、埋葬等に関する法律の第10条によって墓地等の一般的な経営する場合の市町村の基準です。条例自体は、10条の説明の条例となっています。火葬場について、民間がやる場合には、この10条適用となります。公共がやる場合は、法律の条文が別の条文になります。

11条でやるということですか。どうして10条は無視するのですか。どうして民間に関する基準は厳しく設定しておいて、内容としては、民間がやろうが公がやろうが、同じことをやる場合、どうして公は破っていいのですか。

田淵局長

何で公でやる場合と民間でやる場合を区別するか。民間でやる場合は、経営的な利益追求があります。公共でやる場合は、利益追求ではなくて、市民に必要な施設かどうかという判断でやっていきます。ですから、斎場を造って備えていくという考えではなくて、火葬をする必要があるところに、それを設けなければならないということで、条文が変わってきます。

墓地の場合は、市がやる場合でも、これは売りますので、10条が適用となりますが、斎場の場合は、利益追求という施設ではなくて、岡山市内でどうしても市民の方に供する施設としなくてはならない施設ということで、10条経営ということとは適用されません。

二つのやり方がありますが、基本的に公共がやる場合には、墓理法第11条の方で都市計画決定を受けてやることとなります。もちろん、都市計画決定については、市が勝手にできるものではなくて、これから、どういうものをするか等皆様方、地元の方と協議してやっていかなければならないというハードルがあります。

また、高規格道路の横ということですが、私どもも、なるべくなら隠れたところがいいということで用地選定をしてきましたが、今回、地元と土地の地権者の方で、あの位置でということ、景観上の配慮はしなければなりません、候補地として決定させていただきました。

田淵局長

幹線道路のすぐ側にあるような火葬場がほかにあるのですか。

実際にあります。倉吉は、国道179号のすぐそばにあります。見に行っていたところと言いますと、広島は、西風インターのすぐ隣接地です。

田淵局長

隣接地ということですが、すぐ見えるところなのですか。

倉吉は、見えないようになっています。広島の場合は、塀と植栽で高さを上げています。

都市計画で決定されてからあそこへ持ってくるのは分かるのですが、都市計画法で決定される前から位置を決定して、それを都

市計画法で了承を取ってそこを進めるというのは、順番が間違っている。都市計画法で決定するには、公聴会を開いたり、住民の意見を聞いて、反対者が少ない、ふさわしいと思われるところに決定されたところに火葬場ができるのならいいと思うのですが。順番が逆ですよ。

田淵局長

都市計画決定をしてから必ず土地を買うというのが、全ての事例ではないと思っております。

都市整備局長さんが、用地買収を都市計画決定よりも先にする例はほとんどないと市の局長さんが申されていますが、これについてはどうなんですか。

田淵局長

例としてあります。

ほとんど無いということは、ほとんどしていないということではないのですか。

田淵局長

道路などの場合、先に都市計画決定します。

3点しかありません。一点は、過去に遡りますが、一番最初、局長さんが、あそこは候補地にはなりませんよと自分の口で言われたところが、何故そこしか候補地にならないということになるのですか。

もう一つ、人間はゴミではありません。私は、産廃の上で死にたくはありません。知っているけれども、あそこで焼かれないという、人間の最低限の感情というのをご存じないですか。岡山市は広いですよ。

それから、最初に土地を決定して、その土地を買って、後の全ての法律をそこでオブラードに包んでしまおうという手法が見えてくるのはどういうことですか。

それで、岡山市は、まだ土地は他にもあるし、この間、課長さんが説明に来られたのですが、「説明に来ました。」と言ったのです。だから「説明してください。」と言ったら、何ら説明できなかったのです。「ご挨拶に来ました。」それともう一つ、「話はここからスタートでしょ。」と言ったけれども、何らスタートではなかったのです。「この次、またお見えになりますか。」と言ったら、「そんなことはございません。」で、これで全てが済むのですか。

三点です、自分の口で、そこはだめですよと言ったのが、なぜそこが決定地になるのか。それから、もう一つは、人間はゴミではない、産廃の上で人を焼くとはどういうことですかと。これは人間の感情論です。それともう一つは、土地を決定して、それから最後に全てに合致がいくように法を曲げて包んでしまおうというふうにお見受けするのですが。

都市計画決定がなされる前に用地買収を行いますと、その土地

を無駄にしないように、税金を投入しているわけですから、少々無理なところがあっても、もう行ってしまおう、火葬場にしてしまおうと審議監が判断される可能性があるのですが、その点に関して適切にやっていただきたいと思います。そういう恐れが本当に怖いです。

田淵局長

都市計画決定の前に用地というのは、都市計画の道路などは、もちろん、都市計画でこの位置をずっと道路を通しますよと言って、土地を順次買っていきます。

都市計画施設の場合、まずその手続をするのに、まず、どこにするのかというのが、候補地が決まらなると手続の書類等の作成に入れません。候補地としては一定の決定をしていくというのが、どうしてもやむを得ない手法だと思っております。

先ほどの三つのうち、私が言ったというのは、私は言っております。あそこは、最初から候補地の中に入れていないというのは、今までの説明会でももちろん言っています。どこかを作らないといけないという中で、消去法でだめ、という中で、最終的にあそこで地権者合意もいただけるという判断ができた、そして町内会にも打診をさせていただいた、という中での流れです。

ですから、一番最初から私があそこを頭の中で候補地にしていないというのは言っていたと思います。ただ、どこかへ作らないといけない中での場所として、絶対に出来ないところかどうかという、出来るところなので、そこでやるようになったというのが今の流れです。それまでに、打診をさせていただいたところの方が、一番最初から私どもはいいということですが、だめだと言われる中で順番に探して行って今のところということでございます。

産業廃棄物処分場の上ということですが、廃棄物（処分場）自体、お近くでは、一般廃棄物の山上にあります・・・

さっきの回答にちょっと答えたいのですが、他の所で断られたから仕方なく今のところと云われたのですが、もしもですよ、他に、最初に打診したところが、ここまでもめるのだったら、やっぱりうちにしているよというふうに言われたらそちらに変えるのですか。

田淵局長

地元で、尚かつ地権者の了解が（得られて）、そこまで今引っ張ってきているやつですから、一番最初のところの方が、山に囲まれて、私はいいと思いますが、その段階で、とりあえず話だけでもというのがだめだという中で、今ここの、相手がいる話を順番に来ていますので、簡単にそんな話になるかどうかは、返事ができません。

もし、新しいところがやっぱりうちに来てもいいよということ

田淵局長

田淵局長

中田統括審議監

田淵局長

田淵局長

田淵局長

田淵局長

になったら、局長さんは変えてもいいと……

たらの話をされると混乱します。

すみません、時間があったくないので、確認しただけです。

今の段階で、そんなプレはする気はないです。それをやると、とんでもないと思っております。

一般廃棄物ということで、山上があります。今は焼却に回していますが、生ゴミとかガスが発生するもの等々の場合は、もちろん困難だと思っております。今回のところは……

安定型産廃場というのは、緑地ぐらいしか、その上にものを建てるということは、よくないのではないですか。国のガイドラインとして。

産廃処分場の上に建物を建てるのはということですか。全国では、沢山事例がございます。一般廃棄物の上もありますし、学校とかそういった施設も実際にご覧いただけます。

東区にある山南中学校のことを……

私は地元から今出ておりまして、退職したら地元に戻るつもりです。それで今回参加させてもらっております。まず一つ確認したいんですけども、局長は議会で、地元が受け入れの賛成をしてくれたという説明をしておりますが、これは何を根拠にそう判断したかを教えていただきたいのですが。

地元総会を開いて、ここを検討してもいいと私は聞いておりますが。

分かりました。去年の8月にここで説明会を開いたときに、各町内会長が、もう一度持ち帰って、これだけ紛糾しているのだから、もう一回総会を開くという話になったはずですが、それはご記憶にありますよね。

総会を開くと言われたかどうかは記憶にないですが……

じゃあ聞かせましょうか、家に帰れば……

総会という言葉が出たかどうかは、私、記憶にないですか、家に帰れば、録音したものがありますから、持ってきてみましょうか。

どうぞ、ただそれは、地元で動いてください。前も言いましたが、三和が反対決議をされたからといって、市はそれに対してどうこうももちろん言っておりません。地元の手続の問題で、全ての説明会で、逃げではないかと言われる言い方もされていますが、行政が地元の自治会の運営に、本当に危ないこと、法律的に問題があることは助言しますが、そこでどうこうというのは、市の方では言えないということは、今までも言ってますし、町内会の中で、それは、総代会なり全体会の中でご判断いただく内容だと思います。

わかりました。それでは、ご質問ですが、11月16日に臨時総会で、富吉地区の火葬場建設反対の決議をしております。そして、それを四総代が署名をして、岡山市に持って行っております。それを岡山市は、町内会長が持って来ていないから、窓口は町内会長だけなので、こんなものは単なる意見だと、こう言っております。

田淵局長

多分、ご本人が行かれていないので、又聞きか憶測だと思いますが、町内会長が持って来ていないからではない、町内会として提出されていないのです。

質問ですが、地区の住民が全員で反対したものが、誰が持って行こうか、内容が変わるのでしょうか。町内会長が持って行けば町内の反対意見として認められて、町内会長以外が持って行けば、

...

田淵局長

町内会長が持って来るどうのこうのは関係ありません。

どうしてですか。

田淵局長

町内会長が持って来るどうのこうは関係ありません。町内会として文書を作られていますか。

町内会長は、賛成派ですから、みんなが総会を開けと言っても逃げ回って電話にも出ない、訪ねて行っても居留守を使う、ということで、臨時総会を開きますよという内容証明付きの文書を送って、尚かつ出て来ていない。それで臨時総会を開いて、反対決議をしているんです。これはちゃんと規約に則って正式に成立したものです。それを何故市は、総会の決議として受け取らないのですか。

田淵局長

逆にお聞きします。何故、富吉町内会として文書を作っていないのですか。

町内会長が出て来ないからでしょう。どうやって作るのですか、町内会長が出ないのに。役員だけで勝手に推進するという文書を作っているのですよ。

逆に質問しますが、市の方で、課長や局長だけで文書を作って、これが市の見解ですよと言った場合に、課員がみんな付いて行くのでしょうか。

田淵局長

ちょっと無理があるのが、誰が持って来たかとかということは。多分、関係ないと思います。富吉町内会として、文書になっているか...

なっているでしょう。小字の四総代が持って行っているのですよ。

田淵局長

だから、富吉町内会という格好で撤回しますという文書ではないですよ。

いや、総会で反対を決議しましたと文書に書いてあるんですよ。

田淵局長

それでどうしてその文書が成立しないのでしょうか。

文書を見られましたか。

見てますよ。

田淵局長

誰が誰に出された文書ですか。

市への陳情という形ですが、内容には、臨時総会で・・・

田淵局長

すみません。逆に私の方がはっきりと言わせていただきます。

誰が誰に出した文書ですか。

大森市長宛です。

田淵局長

誰が。

四地区の総代の連名で。

田淵局長

それで町内会として出したと行政に認めてくれというのは、それは難しゅうございます。

どうすれば出来るのですか。どうすれば、臨時総会の意見が、市に認められるのでしょうか。どうすればいいのですか。

田淵局長

その問題でどうこういうよりも、町内会でやられたのなら、町内会として言うていただければ、それで・・・

それは、市が、町内会の内紛を利用してどうしても建設しなければいけないとごり押しをしているということではないのですか。まして、予算を決める議会の前に持って行っているにもかかわらず、都合が悪いからもみ消しているのではないのですか、これは。

中田統括審議監

私が受けさせていただきました。私が申し上げたのは、「町内会として、四総代の方が、そういうことをしたという事実は、私は受け止めますけど、実際町内として出されるのであったら、当然町内会全体で代表者が持ってこられるべきではないですか。」と。

町内会長が賛成派ですから持ってこないのです。だから町内会長以外のもんで反対して、それも正式に総会で手続を取っているから、それは富吉町内会の意見なんですよこれ。

中田統括審議監

その、町内会の・・・

いや、市は、結果しか重視しないと言ったじゃないですか。どういう成立の仕方をしようが、賛成派ばかり集まろうが、反対派ばかり集まろうが、決まったことは決まったことで市は受け取りますよと、ですから、総会で反対したのですから、それをどうして市は受け取らないのか、ここが疑問なわけですよ。

中田統括審議監

総会なんですか。

総会ですよ。臨時総会で、町内会の規約に基づいて成立していますこれは。それをどうして市は認めないのでしょうか。失礼ですけど、今まで市の方に持って行っているのは、連合町内会長とか、町内会長が、役員会だけで決めて、地元の意見は全く反映していないんですよ。ですから、みんな怒ってこうやってもめてい

るわけでしょう。それで、どうしようもないから、臨時総会を開いてみんな反対決議をしたんですよ。それをどうして市は無視するのですか。

田淵局長

もう単純に言って、富吉町内会として臨時総会をされたというのは、地元の話で、出される文書は、富吉町内会として出していただければいいんじゃないかと思います。

じゃあ、総会で反対決議が決まりましたという文書をどうすれば市が受け取るということなんでしょうか。

田淵局長

私、富吉の町内会の内容を知らないのですが、普通だったら、富吉の町内会の中に、それぞれの何かあるのではないですか、会長一人・・・

ですから、町内会長が居留守を使って出てこないから、小字の総代が連名で持って行ったのでしょうか、その結果を。それを市は認めないというのは、おかしいでしょう。

田淵局長

総代は何人おられるのですか。全総代で持って来られたのですか。

四総代です。

田淵局長

富吉は何総代ですか。

十人です。

田淵局長

だれが持って来たというよりも、それが、きちっと町内からの市への文書かどうか、ちょっと、(町内からの市への)文書だったら郵送でも受け付けると思いますけど。

いや、書類として預かるという話でしたから、その書類がどうなっているのか私は分かりませんが。

田淵局長

元自体はそこで作られたやつで、私が報告を受けているのは、持って来られたと、ただ、町内会ではなくて、四総代の連名だと、町内会としての・・・


中身を読んでくださいよ。

田淵局長

いや、中身と・・・

臨時の総会で反対多数で決定したと書いてありますよ。

田淵局長

申し訳ないですけど、さんは臨時の総会でと(言われますが)、別からは、総会ではないと聞いています。

総会じゃないと誰から聞いたんですか。

田淵局長

総会という格好にはなっていないと聞いていますが、私。

こうなったら、ちょっとだけ、教えてください。町内会について、町内会というのは民間団体なんです。それで、なんでここまで反対しているのかと思ったときに、私の隣にも山があるんです。ここに火葬場が出来ると聞いたときに、黙っておけ、市からは何の説明もなく、どこの町内会長から許可を得ているからいいよって。私の反対の原動力はここなんです。



それで、町内会というのは、民間団体で、それでもって岡山市がどこでも市政便りを受け取れるようにしている、郵便局でも受け取れる、スーパーでも受け取れるということは、町内会というのは、組織としても、組織出来ていない、外郭団体が事実形骸化しているというのを、認めているようなところであって、何でもこの馬屋上地区だけが、こうした大事なことを町内会、町内会と言って、町内会の会長と連合町内会長のはんこがあるからと言って、事を進めて、あるときは富吉の町内会、あるときは馬屋上、学区。町内会というのは、民間団体であって、別に町内会長の実印を貰った訳ではないでしょう。そういう方のはんこか名前の署名を何でもそこまで重要視されるのですか。そこを教えてください。

田淵局長

さっき言いましたけど、法的要件としては、法律上必ずではありませんが、岡山で地域の皆さんとやっていく中で、地元の住民組織というのは、岡山市にとっては、非常にご協力いただいている地元の皆さんの集まりと認識しています。ですから地元の町内会ということは、市と協力して岡山市の中で頑張っていたいただいていると認識しておりますし、それは、市の方も尊重させていただいております。そういう中で、町内会組織、今言われたように、行政が勝手に指図する下部団体でも何でもありません。それぞれの地域で、それぞれの地域を良くしようということで皆さんが作られている団体だと思っております。ですから、その団体の運営について、市が、法律に違反したり、よっぽど何か間違ったことをして指導するケースもあるかもしれませんが、介入という形は、ありません。これは、今までの説明会でもお話をさせてもらっています。

逆に、三和の方でも、反対されたからといって、市から圧力をかけて三和の反対をどうこうというような動きも現段階ではしておりませんし、それぞれの町内会が、どうこういうのをどうですかと言われても、本当にそれが町内会として出されているかどうか、町内の中で再確認していただければと思います。

すみません。それでしたら、市は、説明が不十分なんではないでしょうか。その文書を持って行ったときに、これが臨時総会の反対決議だということが、これだけでは分かりませんよと言うのであれば、どうすればいいのか、そこで説明してくれるのが普通じゃないのですか。私たちは、臨時総会で反対の決議をしているんですよ。それを伝えようとして、それをどうすれば受け取るか説明していないのは、市の説明不十分、そういうことになるんじゃないですか。

中田統括審議監

文書としては、私が受け取りました。ただ、町内の意志決定と

しての文書としては、私は、何とも申し上げようがないという・

中田統括審議監

どうすればいいか、そこで説明すればいいじゃないでしょうか。  
ですから、今回の場合、町内で、全体で決めたことかどうか私  
は分からない・・・

中田統括審議監

だから、書いてるでしょ。総会が一番の決定機関ですよ、町内  
会長個人の意見ではなく。総会で反対多数で反対したと書いてる  
でしょ。どうすれば総会の反対意見だというのを市に受け取って  
もらえるのですか。

中田統括審議監

私は、町内として出されるとしたら、通常は代表者が出される  
訳です。代表者名で・・・

代表者の町内会長が逃げ回って出てこないから四人の者で出し  
ている訳ですよ。

それは町内の方で、そういう手続をして、代表者を決められれ  
ばいいのではないですか。

決めているから、そこに書いているでしょ。


済みません。今のに関連して、総会を招集したの者です。  
今言っていた申入書というものがここにあるのですが、これをす  
るまでには、長い長い道のりがありまして、ずっと町内会長さん  
にぜひ臨時総会を開いてくださいと申し上げてきましたが、して  
くださらないので、私たち、富吉で三分の一以上の署名を集めま  
した。臨時総会をしてくださいという署名を集めて会長さんに提  
出したわけです。そうすると、会長さんの方から返ってきた返事  
は、貴殿より10月20日付で申し入れのあった件につきまして、  
慎重に精査いたしました結果、会長として総会の開催の必要性は  
ないと判断しましたので、ここに書面にて連絡します。なお、情  
報の共有に関しましては、これまでの経緯を書面にて後日、全戸  
配布する予定です。最後に、貴殿におかれましては、今後とも、  
富吉町内会の役員としての自覚を持って、規約に忠実に職務を全  
うされますよう申し添えます。」とありました。

私たちは、富吉町内会の規約に基づいて三分の一の署名を集め  
て、臨時総会をしてくださいと申し上げたわけです。それが出来  
なかったのもう仕方がない、じゃあ自分たちで集めよう、弁  
護士さんにどうしたらいいんですかと相談したら、自分たちで集  
めればいい、それで半数以上集まればいいんじゃないかと言われ  
たので、私たちは皆さんに案内状を配りました。これは全戸に配  
りました。


その内容は、11月9日に、馬屋上のコミュニティーで、皆さ  
ん本当に賛成なのか反対なのか話し合いませんかということのを投  
げかけて集まっていたいたんです。その場は、44名の参加者

がありまして、話をしたところ、殆どの方が反対、あるいはちょっとよく分からないなあという方だったんです。

で、未だかつて賛成の方が来てくださって、こういう意見で賛成ですと私たちにお話してくださったことが無かったので、是非、賛成の方も役員さんも来てくださいと私は呼びかけたつもりです。それでも、賛成の方は来てくださらなかったの、そこで皆さんに意見を聞いている中で、これはやっぱり集めないといけないということで、11月16日に臨時総会をしますということで、これは全戸に配布しました、四総代名で。それで開いたのが、先ほど言ってお知らせしている臨時総会なんです。

でもそれは、市の方は、あくまでも窓口は富吉町内会だということで、受け取りはしますけれどそれはあまり意味がないというような形で今スルーされている訳です。じゃあ、私たちは、本当に何を以て、どう私たちの声を伝えたらいいのかなあというのは、私、地区ですので、斎場建設予定地の真下になります、本当に少しでいいから聞いてくださいと、私たちの話を聞いてくださいと、何度も何度も町内会長さんに申し上げましたし、連合町内会長さんにも申し上げましたし、いろんなところで陳情書を出したり、本当にいま一生懸命、いろいろやっているんですけど、どうにも動かない。ここをどうしたらいいのかと思っています。

私は、本当は、今日は違うことを質問したかったので、一つだけ質問してもいいでしょうか。ちょっと町内会のことは置いておいて、・・・返しましょうか、じゃあ一回（マイクを）お返しします。

 私が言いたいのは、臨時総会で決まったことを市に受け取ってもらうには、どうしたらいいのでしょうかということを市に回答して欲しい訳です。

田淵局長

富吉町内会をごたごたさせたというのは、この件があったからだと思っております。そこは申し訳ないという思いはあるのですが、町内会の中で、私が聞いている範囲ですよ、総代会等もその前に開かれているのですか。

  
 総代会に一任していませんから。

総代会は開かれています。（昨年）8月の説明会がありましたよね、あの後に一度、総代会は開かれております。

田淵局長

それで、もちろん（総代会に）市の方が出るわけでも何でもないので、総代会の内容は、私どもよりも地元の皆さんがお詳しいと思います。その総代会で、三役一任という格好で、同じ内容の総会決議があるので、今回は総会を行わないことにしたと聞いているだけで、中の話は、正直、わかりません、出席していないので。ただ、そういう話の中で、いまさっき言われた、何人総代が

おられるのですか、9人ですか。

10人です。

田淵局長

10人ですか。4名の方の、総代の連名で、文書を持って来られているようでございます、申入書といのを。町内の総会をして、町内の決議でやられたのであれば、申し訳ないですけど、富吉町内会として提出いただきたいというのが考え方です。

すみません。それは名前を富吉町内会とすればよかったということなんですか。

田淵局長

ですから、基本的にその総会が、富吉の中で、総会なのかどうなのかは、私どもに総会ですと言われても困る訳です。

じゃあですね、その総会がちゃんと開かれたということが分かればいいと思うので、総会の議事録を付けて、それで、代表者の名前で出せば、市は受け取るということでのいいのでしょうか。

田淵局長

申し訳ございません。その前に、富吉の中で、一遍確認してみてください、さん。

いや確認で、何をするんですかこれ以上。臨時総会を開いて、反対多数で反対してる訳ですよ。それをまた総会を開けと言うのですか。総会を何回も開く意味があるんですか。富吉地区は、反対という結論を出した訳ですから。

田淵局長

申し訳ないですけど、これをちょっとお渡しします、富吉町内会の規約、すべてにそれが適合してやられているかどうかもう一回見て、中でもう一回話をしてみてください。

規約に適合しているかどうかは、市は口を出さないとさっき言ったじゃないですか。

田淵局長

出してません。

よく読めと言ったのは、あなたでしょ、おかしいじゃないですか。

田淵局長

見られて、もう一回その話を言ってくださいと、だから、その総会が本当に総会なのかどうかというのを、総代会でそうなっていますか。

総会を、三分の一の署名を集めて開いているんですよ。

田淵局長

三分の一の署名という項目は・・・

それは、市が認めたくないの分かりますよ。どうしてもあそこに造りたいものですから、住民が反対しても認めたくないというのは分かりますけど、造られる住民の方はたまったものじゃない。

といいます。この斎場の話が来て、この馬屋上学区のコミュニティーがずたずたに壊れていっているなあというのを私は凄く感じております。

市の方は、この前の市民文教委員会でもおっしゃってましたけど、地元へ投げかけたら、二ヶ月でやってくれたんですわ、町会長が纏めてくれました。私どもは、市の行政としては、もっともっと年数をかけてじっくりとやっていきたくったんですが、町会長が二ヶ月でやってくれました。ということは何度もおっしゃってました。

多分、そこに行かれています方も聞かれていますし、局長さんもおっしゃったので、もちろん覚えていらっしゃると思うんですけど、この二ヶ月で、どうして町会長が承諾書を提出したのか、この経緯を私は知りたいなと。そもそも、そのねじれが、大きなねじれじゃないんですか。市民の、住民の意向に沿った承諾書だったんでしょうか。各、ここに来られている町会長さん、どなたが来られているか私面識がございません、各来られている方、結構ですので、各町会長さんに、どのような経緯でその承諾書を出されたかということをお聞きしないと、皆さんこれ、先に先に市の方が、ずーっとずーっとずーっと進んで行って、何か私たちは不完全燃焼のまま置いて行かれた、この説明も、今日の説明も進めますよという前提の話で進んでおられます。

でも基本的に、私たちは、一つ一つの疑問が、何ら解決しておりません。だから何回市が説明しても、反対集会みたいな形になってしまいます。市の方もこれでは困ると思うんですよ。やっぱりやっていく事業、必ずいる（必要な）事業というのは、ここにおられる皆さん、馬屋上学区の皆さんみんな分かっています。それを市が、今回、戸別訪問で一軒一軒していただきました。どうしてそれを先にしなかったのですか。どうして町会長の承諾書だけで動いたのでしょうか。

それも、今、町会に介入しないとおっしゃいました。本当に町会というのは任意の会でございます。はっきり言ったら町会長さんなんかボランティアです。もう本当にお忙しい中、町会のために一生懸命走っていただいております。その町会長さんが、各町会がどのようにこの話を下ろして、各町会に下ろして、その町会の意向をどのようにその承諾書に込められて提出されたか、まずその基本が大きくねじ曲がっているのではないかなと私はずーっと感じているのですが、なかなか公的な場でしゃべる機会がございませんでしたので、本当に市民文教委員会のときも、本会議の傍聴のときも、ここまで言わせてくださいと言いたかったのですが、なかなかこういう機会を与えてもらえなかったもので、今日は、こうやって皆さんと話をすることで、もっともっと基本に戻らないといけないのではないですか。市は進めたい、私たちはもっと基本、その承諾書は、どうして出されたんだ、たった二ヶ月

で、どういう形の意向を踏まえて、各町会長さんが出されたのかなということ私はこの場で、皆さんに説明があって、皆さんが納得しない限り、いくら市がいいことを言っても、正しいことを言っても、皆さんの耳は、もう閉ざされたままなんです。心はもう閉鎖されているんですよ。だからそういう基本的なことを今ほぐしていかない限り、この話はずーっと平行線だと思うんです。いかがですかみなさん。

私は、町会長を責めようとかどうこうしようという立場でしゃべっておりません。市も、そういうふうには、一つ一つを解決していった方が、行政の皆さんも、早く皆さんと打ち解けて、いい方向に、次のステップに進んで行けるんじゃないかと思いますが。市は、一生懸命、将来的なこと、前向きなことをおっしゃてなすが、皆さんここに来ている方で、さんぶんの一ぐらい、二ぐらいかな、分かりませんが、やっぱり納得いかないと思っておられる方がおられるんじゃないですか。

そういうこと、一つ一つ今回の市民文教委員会の議長さんもおっしゃっておられました。岡山市も、分かりました、一つ一つ丁寧に説明します、納得するように説明します、時間をかけても、と局長さんはおっしゃっていました。もっと時間をかけて本来やっばりすべきところだったんでしょ。

田淵局長

まず、今日の説明を聞いていただきました。

はい。

田淵局長

一点、すぐに建設するかどうかというのは、建設には入らないというのはご理解いただきましたか。

それは分かっているんですけど、建設云々の前に、私たちの、今、不審とか疑問とか何でこんなにコミュニティーが壊れているのかとかいう原点を探りましょうと、その方が、市の行政の方も早く皆さんと打ち解けたり、進む方向が見いだせるのではないですかということ私を提言させていただいています。

それとともに、どうしてもそこが私は納得いかないの、各来られています町会長さんに、どういう意図で、どういう思いで、皆さんの思い、各町会のどういうように進めて、どのような意見、どんだけの賛成があったから、こうやって承諾書をして、市に二ヶ月で出したんだよということを各町会長さん、来られておられると思いますので、すみません、説明していただけますでしょうか。それが私は、最初のボタンの掛け違いだと思いますので、各町会長さんよろしくお願ひします。

田淵局長

今、今日の段階では、市の説明会でございますので、各町内会長というのは、こちらへ言っていたらと思いますが・・・

そういう一つ一つを丁寧に時間をかけてと書かれておりました。

文書に。

田淵局長

■さん、分かる範囲でお話しますから・・・

そういうふうに局長さんが、前に前に前に出て、どうして防御、防御、防御となされるのかが、私は分かりません。今私は、ここにおられる各町会長さんに説明をいただきたい。そういうことを一つしていかない限り、市の方が、いくら行政の方がいいことをおっしゃっても、どんなにいい説明をされても、ポタンの掛け違いを元に戻す、掛け違いじゃなかったらそのまま進めていただいたらいいですよ、ただ、そういうことを二ヶ月で承諾書を出されたという真意と、それと、各町会がどのように町会の皆さん、住民の皆さんと論議なされたのか、これは本当に局長さんもどなたもおっしゃっていました、「迷惑施設です。」と、その迷惑施設が地元に来るんだよってということで、どのように各町会に下ろされて、各町会がどのように論議されて、じゃあいいんじゃないだろうかとということで承諾書を出されたと思うんですよもちろん、代表だから、纏められたんだから、その経過とその承諾書を出すまでの経緯を私は、説明していただきたいと言ってるんですけど、これは局長さん間違いでしょうか。

田淵局長

■さん、■ですよ。■のやり方は知っておられる、分かっておられますか。

やり方ってどういうことですか。

田淵局長

町内会で、私が聞いているのは。

はい知っております。

田淵局長

三和は、説明をいらない、とりあえず三和地内は反対するというふう聞いています。

それは、後からですよ。承諾書を出されたまでの二ヶ月の間ですよ、それを私は聞いているのです。

田淵局長

それとは別ということですか。

だって、局長さんは、承諾書一本槍でしょ。承諾書があるからって、去年の8月ですかねえ、そこから承諾書があるからこのように進めているでしょ、市議会のOKもらって進めているんでしょう。いろんな局の方、建設局から環境局の方、いろんな方が一緒になってやられているんでしょう。

その二ヶ月の間の承諾書を出すまでの各地域の取組と個人個人の、まあ皆さんどう纏められたのかそれはそういうこと私は分かりません、だからそういうふうに各町会長さんが来られているのであれば、その時の町会長さんに説明していただきたいと。

富吉も三和も田原も日応寺も住民の皆さんが納得されたから承諾書を出されたのでしょ、そうですね、皆さん。それなのに、どうしてこのように、一回、一回反対集会になるのかということ

に、局長さん、不審とか疑問とか何でかなって思いませんか。

もう別にいいです。答えていただかなくて。各来られている町会長さん、日応寺は、たった二ヶ月でどのように纏められたのか、住民の皆さんの意見はどうだったのか、それから田原もそうです、皆さん地域で賛成された上で承諾書を出されたのですよねもちろん。

「はんこまで押して出してる。」と局長さんこの前、8月におっしゃっていましたが、その「承諾書が全てです。」ともおっしゃっていましたが、だから市民文教委員会でも「皆さんから承諾書をいただいています、地元の皆さんの賛成をいただいて進めております。」ということをおっしゃっていましたが、各町会長さん申し訳ないです、承諾書を出すまでの経過と、それと各町会のどういうふうな形で話をされて、その承諾書に至ったか、すみません、そこを説明していただけますか。

局長さん、すみません、でもこういう根本的なことをきれいにしていかないと先には、局長さんも進めにくいでしょう。申し訳ないです。すみません、連合町内会長さんを中心をお願いします。

市の方も、丁寧な説明、疑問に答えていくのが市の誠意じゃないですか。真摯に受け止めますということでしたよね。間違ってます、私の理解。

田淵局長

今日は、町内会長さんが全てそろわれているかどうか確認しておりませんが・・・

だから町内会長さん全てはいりません、来られている方だけで結構ですと。

田淵局長

今日は市の説明会で、今、[REDACTED]さんが言われたことについて、今ここでという話ではなくて・・・

そういうふうに局長さん、私たちの疑問です、それ。疑問を（説明するために）時間をとる、当然のことじゃないですか。コミュニティーを壊さないために私は言っているんです。

こういう場でも、一つ一つの疑問に答えていただきたい、不審に思っていることには答えていただきたい、それが当然、局として行政として行わないといけないんですよ。そのために何年もかかるんでしょう。あつという間に出来るものではないでしょう。そうおっしゃってましたではないですか、「何年もかけていくんです。」と。

皆さん勘違いされていると思うんですけど、市の方々の対応は何一つ間違っていない。何が間違っているかという、出された承諾書にそれ相応の対応をしているだけで、その承諾書が何故だされているかという、私が調べた経過ですけど、各町内で総会を（していないところもあるんですけど）したときに、「話を



聞いてもいいですか。」というただそれだけの賛成多数で承諾書をだしています。これはが全てです。ですから、火葬場にたいする賛成、反対ではありません。田原もそうです。三和もそうです。だから三和の場合は、私たちが立ち上がって・・・

要するに、市の対応は間違っていないので、それを正すために皆さん集まっているんで、承諾書というのは、そういう経過で出ていますので、だからこのように富吉の反対が、臨時総会で反対したというよう意見が出て来るんです。

以前田淵局長が言われたのは、富吉が地元で、富吉がとにかく賛成しているから、他のところはあまり関係ないんだというようなことを言われたんで、現在は富吉は、多分、反対が多数だと思うんですよ。ですからこれをもう一度協議して、やり直していただきたいと。市の方々は、そこを理解されていない。分かりますか。

町内会長クラスで、不正とは言いませんけど、これだけの反対多数の場合は、町内会長だけの意見で（承諾書を）出されたら、はっきり言って、皆さん迷惑しています。わかりますか、それを市の方々はご存じない。とにかく、町内会長レベルでの承諾書は、はっきり言って皆さんの全員の意見ではないと、住民の意見ではないというのをはっきり認識してください、今。

斎場に反対しているのではないんですよ。まあ、もうこれくらいにしておきます。

じゃあ、最後にします。ごめんなさい、わたしばかりしゃべりまして。じゃあ、各町内会長さんは、これには答えていただけないということでしょうか。答えられないということでしょうか。そういうことでいいですか。じゃあ皆さんそういうことだそうですので、よろしくお願いします。以上です。

中田統括審議監

一言だけ申し上げます。今日は、市の説明会なので、こちらの方への質問をお願いします。

町内会が絡んでいる場合、仕方がないじゃないですか。岡山市の一方的な説明の前に、町内会というか、住民の意見というのは一切反映せずに、言いたいことを言いたいのが岡山市ですか。

一番最初の富吉の臨時総会のことをしゃべります。頭がよくないので、いいことはしゃべれませんが、私の言葉でしゃべらせてもらいます。私はあの日、町内会長さんが招集されたので行きました。そのときに、この斎場のところの一番下、ここにある富吉の土地、それを売りますか、斎場がもし出来たら売りますか、売りませんかという話だったんです。

それで私は、山林組合とか入っていないんですけども、行きました。そのときに言われた言葉を聞いてください。「町内会長

さんは、あなたたちが反対しようが、斎場は出来ます。市長さんのはんこ一つで出来ます。」と言われました。これはおかしいと思ったのですが、頭がないので、言えませんでした。それが、ずっと頭にあります。市長さんのはんこ一つで出来るのなら、何もいりません、住民はいりません、市長さんがすればいいですが、と言って自分で理解して帰ったんですが、市が言われるのは、町内会長さんが、はんこを押したからとか言われますが、おかしいでしょう。私たちがいくら反対しても、市長さんのはんこで出来るんなら、市にはいりません。そうじゃないんですか。これが一番最初の私の疑問です。今でも疑問です。これを解決してください。

私は、斎場が出来ることに反対とか賛成ではなくて、自分の気持ちの問題です。これを解決してくれないと、前に進めません。

賛成の方に話をしようにも、なかなかコミュニケーションがとれません。いまだに自分の気持ちが卑屈になっています。市はどう解決されるのか、お願いします。

中田統括審議監

勝手にというお話なんです。勝手にやらないために、町内にお聞きをして、一応承諾をいただいたと、こちらは、そういうふうに認識しております。地元の方に反対があったので、この候補地の前のところは、断念しております。ですから、市が勝手に市長がはんこを押したら出来るというのは、・・・

田淵局長

基本的に法律の考え方と行政のやるべき考え方というのが、二種類ありまして、法律的に言うかどうかというと、これは怒られるかもしれませんが、出来ます。都市計画やら・・・。ただ、そんなことを市がやるかどうかというと・・・。都市計画と収用法との関係とかありますが、法律的にはありますが、それをやるつもりがないので、私どもは地元へ入って、地元の方と一緒にやってやりたいという思いで来ていますと、法律の話をおかないと混乱するから言っているだけで、法律的問題と実際にやる問題というのは、行政、やっぱり皆さんと一緒にやらないといけません、だから、どこかに造らないといけないにしても、なるべくご理解を得ながら頑張っていけないといけないということをやっていますと、ただ、法律の話ということになると、火葬場というのは、最終処分場なんかと違って、土地収用法の適用施設というのがありますよと、だから、そんなことをするとは言っていないので、だけど、法律には項目にあるんですと、・・・。法律の話と実際に行政として皆さんとこうやって話をしながらやっということは別の話で、そんな、強制的な話ではないと思っているので、やらせていただいています。ただ法律的には、収用法という部分に火葬場の項目が入っていますから、そういう法

律があるというのは、実際にはありますとっているだけです。

三和の[ ]と申します。よろしく申し上げます。まず、二三お願いしたいのですが、まず一点、本日の説明会並びに先月末の個別訪問、これに対しては、市議会並びに市長の閉会(?)のときの答弁ですね、こういうことによって事務的な関係で今日こういうふうな会を催したのかどうか、まず、その辺でお答えください。

田淵局長

説明会自体、これからが、[ ]さん、多いと思っています。いままでは、ここで調査に入っていまいかどうかというところが、話ですから、これから調査に入るとして、安全性と環境の問題等、今まで明確に答弁出来ていなかったのを新年度で入りますということで、今日は説明会をさせていただいております。その結果、途中の問題等、さらに地元との協議はする必要があると思っておりますので、実際に今までどうだこうだと細かいことを言われても、何もどこで調査をすればいいかも分からない状況の中で答えられてなかったですが、これからは安全性についても、環境の問題についても、・・・

局長、それはよく分かります。今私が質問したのは、これが事務的にやっているのかどうかについてお答えください。

田淵局長

事務的というよりも、これからずっと、ペースはどれくらいになるか分かりませんが、実際に地元の皆さんとは協議していかないといけないと思っておりますので、これでやって終わりではなくて、ずっとこれからが本番だと思っております。

ただ、2月の定例会市議会がございます。それに対してですね、昨年の議会の中でも言われているように、地元の説明が十分でなかったということで議会の方からも、もう少しきちっと説明をしなさいというようなことで今日に至っているというふうに私たちは感じております。

それからですね、アスベストを埋めているところが確定しているということと、アスベストの数量、これ前に聞いたかったけど、分かりかねるのですが、数量がどれくらいあるのか教えてもらいたいのと、それと、建家が出来る場所の位置関係をスケルトンで結構です、約どれくらい離れたところにある、だからこのところはいらわないんだというふうなことを教えていただきたいというふうに思います。

それからもう一点、最後であります、この公道脇で、この・・・が、こういうふうな場所に来たというのは、ここに資料に書かれてあります。ただ、我々が聞いている範囲では、市当局は、先ほど局長もおっしゃっていたように、候補地でないところに持ってきたということでありますが、この持ってきた経緯、未だかつて我々はちょっと納得がいきかねるところが多々あります。

というのも、連合町内会長をはじめ各町内会長だった・・・。  
この場所の選定については、町内会長等、雑談の中で決めたとい  
うお話も聞きました。それから、ある人によると、一番最初に候  
補地に挙がった地域の方が局長に陳情とか行って、こういう場所  
があるからここに決まったんだとかいうような憶測でいろいろ話  
がされております。

一昨年の12月13日のこの会場で私がこういうふうな選定場  
所については、バックに先生方が後押しをしているのではという  
話をしたら、この前から、局長から、          おまえはいらんことを  
言ったから、戸別訪問に行ったら、そういうふうな話ばかり出  
るじゃないかというようなお話を聞いたんですが、それも、私、  
真実ではありませんが、そういうふうな方々から聞いたのは事実  
でございます。

それから、この件につきましても、各町内の役員の方々から、  
こういうふうに、東の方の議員さんが陳情に行っているとか、そ  
ういうふうなお願いに上がっているとかいう話を聞いております  
んで、その辺、憶測でものを言って非常に申し訳ないんですが、  
その辺についてちょっとご答弁願いたいのと、それから後ですね、  
今日の説明会をするまでですね、昨年の8月18日以降、土地の  
費用を計上するに当たって、本来なら、こういうふうな（説明会  
を）やっておけばよかったんじゃないかというふうに思いますん  
で、以上、三点ほどお願いしましたことに対してご答弁をお願い  
します。

田淵局長

アスベストの方は、後で柳原課長の方からさせていただきます  
が、経過は今までの説明会でも（説明）させていただいておりま  
したが、もう一度言います。今日冒頭で内山次長の方から話をし  
ていましたように、まず、場所として具体の前に面としては北西  
部、これは北西部という部分では客観的にやっているだけで、何  
も主観も何も入っていません。それは今の配置の状況から北西部  
へ持っていく必要があると。それから、馬屋上になったのは、そ  
ういう中で、やはり民家に近接していると問題があるのではない  
かということで、そういうところを探す中で、吉備新線添いを当  
たったと、それで吉備新線沿いを航空写真とかいろいろなもので、  
私どもも実際に歩きました。そういう中で、一番最初には、県有  
地の跡も当たりましたが、皆さん方に一番最初に民地ということ  
で提案させていただいたのは、三方を山に囲まれていたというこ  
とで、狼谷をさせていただきました。そういう中で、地元から総  
会で、もう三和地内は反対という総会決議が出て、また、地権者  
というか狼谷の皆さんも、もうダメだよということでございま  
した。それでその後断念をしたのは皆さんご存じのとおりです。そ

の他にも、それぞれの説明会等でいろいろな場所をお聞きしておりました。金山のお話も聞きましたし、岡大の農場の近くの話も聞きました。フルーツフラワーパークとか、もちろん聞いたときには、全て確認していております。その中の一つに、今回の産廃跡地という話の中には出ておりました。ただ、決定したのはあくまで市でございますし、そういう中で、9月の何日か忘れましたが、この前の説明会でも言いましたが、地元で狼谷を断念するというのを回答したときに、後こういうところのお話もあるんだという中で出ました。あそこでもしあれなら、地権者はどう言っているのかという話が出たもので、地権者を確認して、地権者に電話をいたしました。地権者の方からは、今、太陽光の事業予定があるんでということでお話がありましたが、本当に市が考えるのであれば、協力しないことはないという電話をいただいて、それを町内会長に返したという状況でございます。ただ実際にあそこを候補地として検討出来るかどうかは、地元の同意を今求めている中なので、そういうお話をさせていただく中で、一番、今度は三和ではなく富吉が地元だから、富吉で最初に聞いてみるという当時の町内会長さんのお話で、富吉で会が開かれたという流れでございます。

それから圧力というお話は、前にもいただいておりますが、事実としては無いですよというのは、今までの説明会、一昨年の説明会で〇〇さんも言われて、無いですよと、それで他にあるのかもしれないけど、多分私が知らないと言ったら圧力にもならないと思うので、無いと思います。

実際にもう買っているというお話も一昨年の説明会でもありましたが、一貫して、そんな、買ってはいませんよという話もさせていただきました。実際に圧力でこういう動きをしたり、お金の話はさっき無かったかもしれませんが、あれば、捜査当局が多分動くでしょと、事実関係は事実関係で、そこでしっかり見てもらえば、私どももいいと思います。

そんな簡単に齋場というのは、皆さん方にもご迷惑をかけておりますが、岡山市内でいるというのは分かっても、どこに造ろうとしても、すんなりといくものではないと思っておりますので、ですから、圧力をかけてここがいい、何ヶ所も候補地があつて、その中から選ぶというようなものではございません。

それと、利用者の方が市民ですので、どうしても利便性を考える必要がありますので、足守の真星の方というわけにもなかなかいけない中で、なるべく利便性の高いところから探して来たというのが、今回の現状でございます。

アスベストについては、担当の課長から説明いたします。

柳原課長

アスベストの件なんですけど、いわゆる、特別管理の必要なふわふわとしているアスベストの繊維ではなく、石綿整形板、いわゆる、石綿スレートというやつですね、あれが埋まっているという報告を受けております。

産業廃棄物処分場閉鎖のときに申請されている数量なのですが、55万立方メートルの産業廃棄物を埋設しているんですけど、その中の0.6%が、石綿含有の成型品であるということで報告を受けております。

埋まっている場所としては、処分場の一番北の端、山際の辺りへ埋めてあるということで報告が上がっております。

調査については、ガイドラインに沿った調査が行われるのであれば、そのときに、試掘、ボーリング等を行いまして、特定するように考えております。以上です。

去年の11月の陳情書を全く町内会の陳情だと認めていないわけですよ、先ほどの話ですと。じゃあ、第二町内会を作って、陳情すれば、それは認めるわけですか。

それから、皆さん、この説明会は、市の一方的な説明会なんですよ。これからもう、これを無視しませんか、そうしたら、既成事実の積み重ねで、物事が前へ進まないと思うんですよ。もうそれが一番の、こっちの反対する人間の・・・どう言うんですかね・・・あれですよ、ともかく、賛成する人たちだけ集めて、それで、既成事実を積み重ねていってください。もうそうでもしないと我々は、意見の聞いてもらえない、一方的な市の説明で前へ進める。だから、お答えしていただきたいのは、第二町内会を作って、それで反対の決議を出した場合、町内会として認めるか認めないのか、その辺です。

中田統括審議監

町内会というのは、任意のあれ(団体)なので、実際に町内会といして出来るのであれば、それはそれであれですけど、現在のところ、富吉の町内会と私どもはお話をさせていただいたと考えております。

もう一つ町内会を作って、新たにそこと接触するという方向をお願いしているんです。富吉の町内会は、二つあるんです。

中田統括審議監

仮の話で、なかなかお答えしにくのですが。

現実動きだした場合、それを認めるか認めないか・・・今まで町内会には介入しないけど、圧力はかけるような態度でお話になっていたんですけど・・・

田淵局長

市に登録される町内会としては、こういう場合に、こういうはんこをもらってどうのこうのというのは、担当の方にあります。ですから、今言われているのが、それに当たるかどうかというのを含めて、この場で簡単に、軽々に回答がしづらいと。

ただ、町内会が新たに出来るという事例は市の中ではあります。ただ、今言われている話が、仮定の話なので、面的にきちっと区分が出来るとか、一定戸数以上で町内会をこしらえるとか、最近よくあるのが、団地が出来たとか、マンションが建った場合、新たな町内会が出来る事例は、もちろんございます。ただ、言われているのが、どれに当てはまるのかは、ちょうどこの場で、仮の話なので、具体的話があるのであれば、安全安心ネットワーク推進室というところで、その登録の関係をやっていますので、任意団体ですので、自分たちが名乗られるのは自由なんですけど、市として、そういう考え方で、市の窓口的な、補助金とかいろんな問題での届出の内容は、別にありますので、それは、そこで確認してください。

またしゃべって申し訳ないんですけど、先ほど、臨時総会の富吉の決議を否定するようなことをおっしゃいましたが、それを言うのであれば、そもそも一回目の一応賛成、条件付き賛成という内容についてもですね、疑義があると、これは、信義誠実に基づいて運営しなければならないという第5条にそもそも違反しております。ですから、それに対して問題を言わずにですね、その賛成だけを受け入れて、後からみんながいろいろ火葬場がまずいという知識が入って開いた総会を否定すると、これはおかしいです。

それから、もう一つ言いたいのは、委員会の委員長の決議、あるいは、市長の丁寧に説明してくださいということで、この会を開かれていると思うんですけども、これだけ反対意見が噴出しているわけですから、その説明は、きちっとしていただきたいと思います。その内容についてですね、どういう説明をするか、ちゃんと文書で我々に見せていただきたい、説明の前に、それが願いです。

田淵局長

今の最後の「文書」というのが、どういうあれか分かりませんが、町内会の関係で私どもも、別に否定しているわけではないですが、町内会の総会をされて、出す文書は、少なくとも町内会として出していただかないと、総代の方四人の名前で出されて、これが町内会だから文書を見ればわかるだろというのは、それはやはりちょっと問題があるのではないかとしか思えません。

それを言うんでしたら、それを持って行ったときに、説明しないといけないんじゃないですか。我々は、8月の田淵局長の説明のときに、地元の富吉が反対すれば、造るのは難しいと、そういう説明を受けているから、臨時の総会を開いて反対したわけです。それで、その結果を持って行ったら、それは単なる文書でしょうと、そういうような言い方で、無視しているわけですよ。それと、最後に言いましたが、この説明会で反対意見しか出ていない、こ

れを市長や議会にどう説明されるのか、その内容を教えていただきたい、説明の前に、我々には、当然知る権利がありますから。

田淵局長

■さん、この文書を、いまさっき見せてもらいましたが、町内会の文書として、これは、承諾書とかなにやかにやありますよね、そうなんですとって、片山さん言われるけど・・・

じゃあ、臨時総会を開いたときに来ていただければよかったですよ、そんなことを言うんであれば。

田淵局長

それはちょっと違うんじゃないですか。

だって受け取らないのですから。受け取っていない・・・

田淵局長

受け取っているんですよ、統括が。

いや、単なる文書でしょ。富吉の総意を認めないということなんですか、市は。

田淵局長

それはちょっと極端なような気がしますよ。

そんなことはないでしょ。みんなが参加した臨時総会で、反対決議が出ているんですよ。それを文書の形式が整わないから意見でしかないとか、じゃあ、われわれはどうすればいいんですか。町内会長も役員もみんな、開くのが嫌だから、賛成派だから、開かないんですよ、だから、残ったみんなで決めているんですよ。

田淵局長

申し訳ありませんが、これを町内会総会の決議文だとして、市がこれを認めるとするのは、これは無理ですよ。

無理って言うんだったら、そこで説明するのが市の担当者のやり方じゃないんでしょうか。それはあまりにも住民をバカにしているんじゃないんですか。

中田統括審議官

無理というか、これは町内の総会としてというふうには、私は受け取れませんと・・・

だから、受け取れないのならどういうふうになれば受け取れるのか、そこで説明するのが、市の当然の説明でしょう。この説明を果たしていないのが市の怠慢だと言っているんですよ。

田淵局長

申し訳ないですけど、市の責任と言う前に、きちっとこれは、あまりにも今これが、総会決議で、町内の文書だというのは、私がちょっとその場になかったので申し訳ないですが、そこまで言われるのは、ちょっと無理だと思いますよ、これは。

何が無理なのか分かりませんが・・・

何が無理ですか。

田淵局長

誰から誰に出した文書なんですか。

富吉の小字の総代が、連名で出しているわけでしょ。内容に臨時総会で反対したと書いてあるんですよ。それを総会の決議として認めないと、市は認めないと言ったわけですよ。

中田統括審議官

認めるとか認めないとかじゃなくて、何ともコメントしようがありませんというのは、申し上げました。



だから、どうすればいいんですか。地元は、どうすれば（いいか）分からないから、やっとそれだけの文書を作って持って行っているわけですよ。地元はみんな反対だっていうことで。そのための臨時総会なんですよ。それを市は認めたくないから、文書として受け取ります、そういうことじゃないんですか。

田淵局長

違います。「認めたくないから受け取れない」でなくて、それが今、あまりにもそこまでこれが町内の文書ですよという格好は、私ちょっといなかったので申し訳ないんですけども、それは無理ですよ。

田淵局長

だから、だからどういうふうにすればいいのか……

それは、この場じゃなくて、その場で聞かれたのですか。

私は行ってないから……

田淵局長

いない者同士で、私も話をしたら混乱すると思いますけど、これ、ちょっと、場を変えてきちっと……

田淵局長

おかしいでしょ。これ、何のための説明会なんですか。

行かれていない方が、この文書が町内会の文書ですよというのは、説明会にならないと思いますよ。

田淵局長

市の方が、純粋な住民、この田舎の人を丸め込んで、単なる文書としてしか受け取れませんよと言いくるめられて、こうなったんでしょ。

あまりにもそれは言い過ぎだと思いますよ。

田淵局長

じゃあ、どうやったら我々の意見が反映……

これ、町内会名で出されたらいかがですかと、少なくとも、町内会名で。

田淵局長

じゃあ、富吉町内会という文書に変えて出せばいいと、こういうことですか。

富吉町内会で、今代表者がどなたかあれですけど、……

代表者が、表に出てこないんですよ、ですから、ここの四名で連名で出しているわけですよ。代表者として。しかも、それも単なる反対者とか……

田淵局長

代表者が、例えば事故でいない場合は、代行なりなんなりを定めていくとか、総代が10人おられるのなら、どういう組織になっているのかわかりませんが、今助言ですよ、その形で、富吉全体がこうなんだという格好で行くか、代表としてのやつか、そういう格好になると思いますよ、文書としては、これ、今のは、否定ではなくて助言です。

田淵局長

それだったら、だって、町内会長の名前があれば、それで総会の決議を持って行けば、受け取るわけですよ、町内の意見として。

この文書の関係で、どういうふうにとというのは、個別にやらしてもらってもいいんですけど、これが町内会の決議の文書だという

のは、今さすがに、今見させてもらいましたが、それはちょっと無理がありますよ。

その文書は、今確認されたわけですか。出たときには見ていないのですか。

田淵局長

要望、申し入れとしての文書は見ていますけど、今言われたように、町内会での・・・

見ていらっしゃるんだったら、富吉の町内会長に、そういうことを一応確認されましたか。こういう文書が出てきているんだということを。

田淵局長

確認しました。

確認されました、どういうふうな回答でしたか。

田淵局長

総代会で三役一任で、もう総会をしているので、再度、総会はしませんというふうな確認をしました。

その富吉の町内会長だけの言葉で、こちらの出している陳情を、そうしたら、握りつぶしたんですねそこで。

田淵局長

会長の言葉だけというよりも、この文書・・・

確認されたんでしょ。

田淵局長

確認しましたけど、この文書で、それを町内会の文書ということにはならないと思いますよ。

いや、いや、なるならないじゃなくて、なるならないは解釈の問題なんですけど、実際に・・・

田淵局長

申し訳ないですけど、握りつぶしてないです。これ、受け取っていますよ、市の受付で。

受け取っているんだったら、ちゃんと正式に町内会（の規約）に則った、それは、正式なものなんですよ。分かります。それをちゃんと調べられましたか。

田淵局長

えーっと、の・・・

ですけど、富吉のことで・・・

田淵局長

ちょっとこれ、おっしゃられる前に、富吉の方来られていると思うんですけど、今日で全部終わらす気は全くないので、分かっています。当然です。

田淵局長

市にこれが富吉の町内会の反対の、取り下げの文書、要するに、三和の文書、出されましたよね、として認めてくれというのは、言われている意味は分かりますけど、この文書で、取り下げのあれに（文書に）なっているというのは、ちょっと無理がある・・・

大変な文書なんです。それで火葬場が無くなるか無くならないかの文書なんです。これは。

田淵局長

決議があつて、それから私どもが、お願いしますと言って回るかどうかは別として、大変な決議というのは、その前のやつを消すかどうか・・・

まへのやつを消すかどうかではありません。大体、総会というのは、前にしたより、後にした方が正しいに決まっているんです、当然。当たり前の話でしょう。

それで、さっき三和の話が出ましたが、要するに、三和は、三和町内会長さんがしっかりしているから、私たちの意見をみな聞いてくれて、反対に回っているんですよ。他の所は、町内会長さんが、自分一人の意見で通しているから、こういうふうになっているんですよ。これは事実なんです。分かりますか。

だからその文書は、富吉は反対をしているんですよ。だから、この火葬場の件は、これで消えるんですよ、はっきり言って。これが成立したら。分かりますか。

何度も言いますが、この結果はきっちりと議会と市長に説明してください。その内容については、我々にも教えてください。我々には知る権利がありますから。よろしくお願いします。もし、虚偽の内容であれば、虚偽公文書作成ということになって、1年以上10年以下の懲役になりますからね。

田淵局長

議員の方は、後ろにおられますから。これについては、逆に、その前に、ちょっと中でもう一回整理してもらえませんか、富吉の中で。言われるのなら。

受け取らないんでしょ。臨時総会をして、みんな反対をしているのに、市が受け取らないだけじゃないですか。

田淵局長

違うと思いますよ、この文書は。

平行線ですけど、今の内容を、説明する内容を教えてくださいよ、ちゃんと。これ、誰に持って来ていただけるんですかね。

田淵局長

何ですか。

この説明会の結果について、こういう結果になったと・・・

田淵局長

いろいろな意見が出たというのは、委員会でも報告しますし、もちろん市の執行部の中でも報告いたしますよ。

だから、それを、内容をちゃんと我々に教えてください。

田淵局長

どういう意味ですか。

どういう説明をするか、だってそうでしょ、我々は、はっきり言うと、騙されているんです。何の説明もせずに、いきなり予算を上程して、それで議決しているわけでしょ。町内はみな反対者はいないと、賛成ばかりだって、こんなことで、説明会をしてみんなに理解をしてもらおうということ自体がおかしいですよ。だから、この内容について、ちゃんと説明してくださいよと、こういう話ですよ。

中田統括審議監

済みません、細かいことを言うようですが、賛成者しかいないという報告は、誰もしていませんけど。そこは、していません。

ここにいる人は、何人も傍聴に行っていますよ。いいですけど、

だから、今日の結果について、報告する内容について我々に教えてくださいと、そういうことです。これを持って行くのは、誰に持って来ていただけるのでしょうかね、説明内容は。

中田統括審議監

どこへの報告ですか、議会・・・

議会と市長へ報告するんでしょう、これは。

中田統括審議監

議会には報告します、市長にも当然。

この説明会の内容について、その内容を我々にも教えてください、そういうことですよ。

中田統括審議監

実際、テープ起こしのあれも、議会に出していますし、別に構いませんけど、今日の説明会の・・・

だから、今日の説明会の内容を我々に教えていただけると、よろしく願います。ですから、たとえば、それを誰にいただけるのでしょうか。私はいないので、例えば、[redacted]さんに渡すとかいうふうをお願いしたいんですけど、総代の[redacted]さんとかですね、よろしく願います。

今日の説明資料の中から質問させていただきます。2ページ目、左側で、確認済みと、①ですね。①の①から⑤まで、これが廃止時に確認済みということで①から⑤まで出ていますが、これは、産廃の管理をされているのは県ですかね。

中田統括審議監

市です。

では、市へ提出された書類上の確認ということでしょうか。

中田統括審議監

そういうことで結構です。

分かりました、はい。それと、※参考の最終処分場跡地利用について、「水の管理を必要としない廃棄物だけを埋め立てた『安定型処分場』である。」という文面がありますが、それと②ですね、「埋め立て品目は、コンクリートがら、アスファルトがら、残土、岩砕、石綿含有成型品である。」ということが参考として書かれています、これは書類上確認されているということですか。

中田統括審議監

そういうことでございます。

はい。それから、右側のページに行きます。ガイドラインにより試掘や水質検査等を行うということになっておりますが、この試掘、ボーリングに関しては、何ヶ所とか、15mメッシュに切ってやるとか、どのような形でボーリング調査というのはやられるのですか。

柳原課長

ガイドラインに、面積に応じて、何ヶ所ということが指定されておりまして、その本数で行います。今の予定では、十数本になると思います。

分かりました。次回の時に、もう少し詳しいものが出るのであれば、お願いいたします。

それと、4ページ目、大気汚染防止法には、火葬場の排気は関係ないと私たちは認識しています。その中で、「廃棄物焼却炉」の規制基準値並びに『火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針』に示された指針値等を参考に、各自治体がやられているという具合で、以下の硫黄酸化物並びに4品目の基準値というのが示されています。三つの斎場ですか、基準値以下で稼働されているというような書類が付けられておりますが、『火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針』に示された指針値並びに大気汚染防止法に定められた「廃棄物焼却炉」の規制基準値というのは、この5品目だけということでしょうか。

柳原課長

大防法に規定されているのは、硫黄酸化物、窒素酸化物、硫化水素、煤塵の4品目です。ダイオキシンについては、ダイオキシンの基準法がありまして、そこで規定されております。

ということは、この5品目だけをこの3斎場は指針とされているということ、それ以外の物質については、この3斎場さんの場合も目標値というものを設定をしていないということでしょうか。

柳原課長

目標値としては設定していない・・・

していないということですね。はい分かりました。私どもは、今ここに掲げておられるもの以外に、非常に人体に影響のあるものが火葬炉の排気の中に含まれているという具合に考えております。水銀、六価クロムなど、非常に有害な物質が排気に含まれているという具合に考えておりまして、一番最初の富吉の前町内会長が決議を採られたように「臭いも煙も出んのじゃ」と「何も出んのじゃ」というようなことで決議を採られているわけで、実際にこの辺のことを何が出るのかと、規制されているのはこれだけだというのは分かりました、ただども、これ以外に、今全国的に問題になっている物質が四つも五つもあります。これに関しては、一切野放しな状態で、何の規制も受けずに火葬場の排気というのは、やられるわけですか。

柳原課長

今おっしゃられた六価クロム、水銀、これについては、最近の研究で明らかになってきておりますが、原因として、歯の詰め物であるとか、それから、六価クロムについては、火葬炉の台座が材料になっているということで、熱によって生じてくるというような危険性は指摘されておりますが、六価クロムについては、最近火葬場も問題を重視しておりまして、セラミック製の台座等に変換した中で、かなり改善が図られているということでお聞きしております。水銀につきましては、入れ歯とか歯の治療に使う被せですね、そういったものに入ってきているということですが、体内へも毎日移動して、火葬に付すときにどのくらい減量してい

るかというのもあると思います。水銀については、主には火葬場から排出される煤塵に付着と言われておりますので、そこに関しては、フィルターを経由することで除去が図れるという報告もいただいております。以上です。

最後になります。6ページですか。今後のスケジュール（案）というようなことになっておりますが、このようにやられるんであろうと、まあ案ですから、また変わるのかもしれませんが、地元協議等というところで、地元への説明・協議、地元要望の取りまとめと書いてありますが、地元、地元と言って、あるときは馬屋上学区であって、あるときは富吉であって、例えばこの地元協議等の1と2の地元というのは、何を指して地元と言っておられるのですか。その辺、ちょっとお尋ねします。

中田統括審議監

ここに書いてある地元というのは、馬屋上学区を想定しています。

何点か質問したかったのですが、時間がなくて、少し速めに言います。先ほど、2ページのところで、一般的に安定型最終処分場は、跡地利用に関して技術上の問題点は少ないというふうに書かれておりますが、ここに、2010年に行われた、日本弁護士連合会第53回人権擁護大会のシンポジュームの資料があるんですけど、ここに書かれていることを読み上げますので、お聞きになってください。

「安定型処分場においては、法が予定した安定5品目とそれ以外の物質等を分別することが、現実には不可能であり、処分場内に安定5品目以外の物質が混入することが避けられない実態となっている。また、安定5品目自体に、人体や動植物への有害性が指摘されている物資が含まれていることも明らかである。安定型処分場は、遮水層（？）侵出水処理施設も無い構造であるため、混入した安定5品目以外の物質から、又は安定5品目自体の中から有害物質が侵出し、周辺環境を汚染させることは、避けられないのである。裁判所が認定するように、安定型処分場という概念自体が、既に破綻していることは明らかであり、よって、安定型処分場という類型を廃止するための法令の改正を行い、安定型処分場が今後新規に設置されないようにすべきである。」ということで、今もう、安定型処分場というのは作られていないはずなんです。

そのくらい、やはり、危険性があるんだなあということを私はとても心配しています。私がお嫁に来たときから、あそこはあったように思いまして、全然違和感無く過ごしてまいりましたが、二十数年経った今、やはり水は確実に汚いなあと思っています。なので、危険性が何十年も何十年も経って出てくるものであると

思いますから、その危険性がある上に更に、今、夫が言いましたけれども、いろいろ、ダイオキシンとか、取れないもの、六価クロムにしても、水銀にしても、それから、一番新しい研究では、やはり癌の放射線治療で行われた放射線すら出るのではないかとされています。

それから、大気汚染防止法というのがあると言われましたけれど、人体はゴミではないのです。なので、廃棄物処分場の規制は適用されません。だから、本当に基準値は無いに等しいのです。無いと思います。どの雑誌を読んでもそうです。私は今まで本当にいろいろ勉強してみました。インターネットも調べました。それから、専門の雑誌を取り寄せて、火葬場関係の人が読んでいる雑誌を取り寄せて勉強もしました。

今本当に、今起こってきている問題が、火葬場の排気口から多いんです。それから、昔のように高い煙突でないが故に、低い煙突だからこそ、周辺地域に貯まっていく、ローカルな汚染がとも問題になっています。昔なら、高い煙突があるから、まだ分散していたものが、実はここからずっと谷を下って後谷、それから田原地区が本当にずっとその貯まっていくんだと、私は思います。

だから、本当に地元のことを考えるのであれば、簡単に受け入れるものではない、だからこそ、私は話がしたい、みんなで、もっともっと馬屋上学区で総選挙してもいいくらい、私はずーっと思っています。そのくらい真剣に考えていきませんか。

局長さん、本当に私たちの声を聞いてください。よろしくお願いします。

柳原課長

産業廃棄物処分場の危険性についてなんですが、届出されているものが、先ほども言ったような、岩砕、アスファルトがら、がれき類といったような品物です。ですから、これについては、跡地のガイドラインに沿った試掘なりボーリングなりで土質の分析、埋まっているものが、何が埋まっているのか、そういうことは調査をさせていただいて、明らかにしたいと思っております。

それから、先ほどのダイオキシン類については、昭和58年ですか、ベトナム戦争の後遺症というのでかなり社会問題化されました。廃棄物の焼却炉から排出されているというようなことで、規制の法律が出来まして、その中で、近年、一般的な焼却炉が無くなった関係で、かなりの量が低減されてきているというような報告も上がっております。このダイオキシンにつきましては、世界保健機構、人間、大気中にも存在するものですから、一日の内に何ピコグラムという数字は、食物から、大気、そういった中からも吸収しているような状況で、火葬場から排出される量が、空气中に排出されまして、拡散されて人間の体の健康に害するよう

な程度のもは排出されないというようなことで基準が定められておりますので、ここらにつきましても、そういった基準を参考にさせていただいて、どういった炉が適切であるかといった研究は、進めていきたいと思っております。

今柳原さんが言われた、そういうふうな説明についてですね、完了届が出されておりますのでですね、そういうふうなものの写しをまた見せていただくか、我々にいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

柳原課長

これは、完了届等は、産業廃棄物対策課の方へ出されておまして、情報開示の請求をしていただければ、開示が出来ると思うのですが、我々が廃棄物対策課から手に入れて、お見せするというのは、ちょっと情報の保護の観点から難しいところがあると思っておりますので・・・

今説明をされた事柄ですからですね、住民には、知る権利があるんで、開示請求までするんじゃなくて、本来なら、こういうふうなきちとしたものが出ていますからというのが、こういうふうな資料の中に組み込まれるというのが、当然、市の誠意じゃないかと思っておりますので、その辺、ちょっと、一遍検討してみてください。

柳原課長

公文書の開示の方法というのがございますので、そこは、ちょっと帰って研究させてください。

よろしく申し上げます。

それから、田淵局長、圧力は無かったということですが、圧力が有ったか無いかということをお私には言ったわけではないので、町内会の役員さんからも私が個人的に県議の方から、そういうふうな、この場所はどうかというような話があったのかと聞いたら、県議ではなく、東の方の市議さんからお願いに上がっているのではないかというような話で、ここにしろとかいうような圧力ではなく、こういうふうな場所でお願ひできないかというような話があったんじゃないかなということで、私も聞いた話で、まだそれが本当か嘘かということは定かじゃないですけど、何も火の無いところには煙も立たないというようなことわざもあるように、何らかのそういうふうなお願いがあったんじゃないかなというふうに思ったからそういうふうなことをお尋ねしたわけです。

それから、いろいろな候補地を探されたとお聞きしましたが、日応寺等につきましては、誘致までされているというふうにお聞きしている中で、あそこは道路が少年自然の家の駐車場を通らないといけないから云々とかいうようなことがあったり、それから場所が狭いからというようなお話もありました。場所については、日応寺の町内会が言われるのには、十町ほどあるから、そんな



に狭いことはないだろうというような話も聞きましたし、また、アクセス道についても、何も少年自然の家の駐車場を通らなくても、方法はいろいろあると思うので、その辺も当たったがこうだったというのは、今の場所ありきで他を当たったから、そういうふうな答弁しかされないんじゃないかというふうに私は感じました。以上です。

？（

都市計画法に基づく都市計画施設として位置の決定を行い、事業認可を受け、事業を進めてまいると書いていますが、こんなところの事業認可は、誰がするんですか。この都市計画法の都市計画施設としての事業の進め方というものを教えてください。あのような市としてもふさわしくないようなところを誰が事業認可をしてするんですか。

柳原課長

都市計画法の事業認可は、岡山県知事の権限に属しております。

？（

岡山県知事が検討するんですか。

都市計画法59条1項ですか2項ですか、それだけで結構です。都市計画法59条1項ですか2項ですか、どちらですか。

？（

県知事に認可の権限があるんですか。誰かの意見を聞くんですか。我々の意見は聞くんですか、どうなんですか、知事は。

柳原課長

詳細については、県の都市計画課と協議を進めるようになると考えております。

ちょっとよろしいでしょうか。私、どいいます。今、皆さん一生懸命議論をしていただいておりますが、私個人なりの提案をしたいと思えます。

現在岡山市が所有している少年自然の家、これが（昭和）48年に建設されて、耐震工事等の検討に入っておるという情報を得ました。それで、あそこに、斎場建設、これは経済的に考えて、あそこに持っていくというような検討をしていただくわけにはいかないでしょうか。この新斎場の四条件にも合うと思うのですが、いかがでしょうか。

今日は、沢山の議員の先生方も来ておられます。この経済的な観点から、一つ議論の程よろしく願いいたします。以上です。

田淵局長

済みません、今、即答出来ませんので、ご意見としてお伺いしたということにさせていただきます。

中田統括審議監

まだまだ質問とかお有りでしたら、今日は、もう時間もだいぶ過ぎたので、後ほど、また、私どもの方へ、文書でいただければ、きちっと回答させていただきますので。

それでは、最後に発言させてください。先ほど、富吉の総会ですかね、それは、富吉の方で再度やってくださいということをおっしゃられましたよね。要するに、総会云々について、どうのこうのというところ辺は、もう関わりませんと、そういうことでし

たよね。じゃあ、富吉の方でちゃんとやっていただいたらいいということなんですか。

富吉の会長が、一番最初に話を持って行ったときに、もう既に決定のような形で言っていたのは、・・・

今どうして、みんなが時間を超過してまで話がしたいかと言えば、皆さん、本当に、疑問や不審や、心に貯まっているものが一杯あるんです。それが綺麗になっていないから、これだけの論議を繰り返して、繰り返して、多分、最初に説明された、一昨年の12月に（説明）された内容となんら変わっていないと思うんですよ。要するに、基本ベースが出来ていないので。

田淵局長

内容的には、[redacted]さんが言われたように、一昨年から言っている話は、場所の話、斎場として新しい設備になったら東山みたいなことはないですよというような話、それから、今の場所になった話、それで、今日プラスアルファしたのが、調査事項のところ、今、一昨年から去年にかけてのご質問で、そういうのも説明させていただきましたよと、それで、これからどういう説明をしていくのかと言うと、一昨年の段階になりますが、田原で質問があったような、環境問題の詳細はどうなるんだとか、炉がどうなるんだとかいうようなことは、これからもちろん地元と、やるにしても協議は続けますよと・・・

[redacted] それって、先ほどから何回も言うように、皆さん思っているように、市が一方向的に言っているだけであって、（説明を）受ける私たちの器は、そこまですってませんよということを私、最初に申し上げたと思うんですよ。それは、市が実績作りか何か知りませんよ、今日、[redacted]さんもおっしゃったみたいに、今日説明をしる、説明に入れ、戸別訪問しろ、何とか議会で報告しろ、っておっしゃったから、こういう説明会をされたのか、それとも、局長自ら行政の立場で、これではいかん、もっともっと住民の方に説明をしなくてはいけないと思ってやられたのか、その真意は、私は分かりません。

これは、一方向的に言っているだけで、進め方を言っているだけであって、皆さん納得していませんよって、もっともっと原点ですよって。みんなが、ここは困ると、場所を変えてくれと、場所取り合戦を今しているんじゃないですか。はっきり言って。まだ、その時点ですよ。それなのに、進めるや、ポーリングや、調査や、アスベストがどうやこうや言う次元の問題じゃあないでしょということを私は言いたいんですよ局長さん。

その基本ベースをやらない限り、いくらやっても、論議にならないでしょということなんですよ。安定型処分場がどんなものか皆さん知っていますか。知らないでしょ。じゃあ、安定型は、

こんなに安心なんですよ、市の方で学習会をやりますので皆さん来てください、みんなの生活、みんなの水、野菜にやる水、飲む水、井戸水、皆安全なんですよ、これだけ安定型というのは、安全なんですと、そういう一つの説明もあってもいいかなとも思うんですよ。

先ほど、水が汚れていると、じゃあ、安定型についての学習をしてくださいと、そういうふうに投げかけていただいてもいいし、反対に、じゃあ、こちらでやりましょうと、それも一つの誠意だと思うんですよ。説明だと思うんですよ。

その基本ベースが出来ていないのに、とつとこ、とつとこ、とつとこ、とつとこ、上澄みだけの、建物に進められても、土地の奪い合いじゃないですけども、どけてくれ、そこにやる、これのず一と論議ですよ。ねえ、本音で先ほど私は言わせてもらいましたよね、最初のボタンの掛け違い、そこをみんなが納得されていないのに、論議されてもだめでしょということなんです。

それだったら、ここにおられるかた、町会長さん、代表の方、その経緯を説明していただきたいと、その承諾書がなんで出されたのか、■■■■さん済みません、さっき説明していただきましたけど、三和も違いましたものねえ、最初のと、承諾……

皆さんがそこを納得していかない限り、いくら市が一生懸命言っても、市がもう強引にやっているとしたら取れなくなってしまうよと、相談に来たら、一回一回の説明で、これだけの大勢の方が集まって来ていただいているということは、市の説明を聞きたい、もっともっと私たちの立場に立った回答をしていただきたいと思うから皆さん集まっていると思うんですよ。それを、いついつします、建物をどうします、今度ボーリングをします、調査をしますって、もうとつとことつとこ進む方向のことしか言わないじゃないですか。

それで、今言っていたら、時間がありませんて、それだったらもっと開催してくださいよということですよ。もっと細かく細かくすればよかったんじゃないですか。だから皆さん、心に一杯、疑問なり、聞きたいこと、一杯ありますということです。

？ ( ■■■■

3月が役員の改選時期で、3月に皆さんが、幹部が替わられて、考え方が変わられて、反対に回った場合に、市はどのようなふうに見えるのでしょうか。今までの関係で、粛々とやられるのでしょうか。どうでしょうか。

田淵局長

基本的にさっきの■■■■さんが言われるのも、今のも多分似ていると思うのですが、どこかに造らないといけない中で、どこへ造るかという中では、もう説得して回ると、どこにするかは別として。ただ、今の段階で、あそこを候補地として決定して進めてい

っているという状況です。これがだめになったときに、それならどうするのかという、どこかに造らないといけないわけです。そこがどこがあるのかというので、私たちもずっとここ2年半回ってみて、今のところで、現在なっていると。ですから、市の方で、あとどうするんですかと言ったら、無くてもいい施設なら放っておけばいいんですけど、どこかへ必ずしないと岡山市では、火葬需要は賄えないと判断しているので、反対があったら、説得して回るとか、さっき[ ]さんが言われるように、順番に、そういう説明をしながらご理解をいただくという形になってくると思っています。

？（

[ ] 一住民としては、火葬場が来るということを賛成ですと言われる方が何人おられますでしょうか。

田淵局長

実際に、喜んで賛成とか、そういう方は、いないと思います、殆ど。ただ、今回も、地元へ入らせていただいて、今までの中で、どこかへ造らないといけないということなら協力してやろうかと、苦渋の選択だと、ただその代わり馬屋上がしっかり良くなることを頑張ってもらえるのかとか、そういうような条件的なものもお話の中でありました。ですから、喜んで、火葬場がいいから近くへ来てくれという話は無いと思っております。

その中で、岡山市で火葬場がなくなったらどうなるのか、困るのなら、私たちも協力するけど、地元の馬屋上が良くなるような頑張りをしてくれるのかというのが、実際のお話だと思っております。

？（

[ ] これだけの反対の皆さんがおられる。まだ場所は今、大体のところは決まっているのかも分かりませんが、大体のところは決まっているのであっても、これだけの反対の人がいたら、もう少し考える余裕が有るのですか、無いんですか。

田淵局長

基本的に、余裕が有るか無いかというのは、今さっき後ろに、スケジュールの案ですけど出しています。これで多分、1年から2年岡山市内の火葬炉の数が減ります。ただ、東山は、新しい炉なので、フル稼働がまだ出来ると思います。ただ、今の東山も、中にセラミックというのを張っていまので、順番に計画的に張り替えていきます、壊れるので、今東山、人体（炉）が20ありますが、20が全て動くのではなくて、順番に張り替えていくという格好になっていますが、今度その数が減って、新しいの（斎場）が出来までの間、新しい炉をフル回転していくのと予約制という形を取らせていただくのと、この二つでやるしかないと思っております。

[ ] ですけど、田原で説明会が、24年の9月ですかね、誰が来られたのか、私は行くことが出来なかったんですけど、説

明があって、50何人が出席されて、6、7人の人が賛成が多くて、会長も来られているんですけど、賛成が多くて、それでまあ、賛成だと、こういうことになっていますね。20何人の人が賛成で、それで、代理出席が90人ほどいたんです。代理出席の件はさて置いて、10名に満たない人が賛成が多くて、決定されているんです。このとき、会長が来られていたんですけど、帰られるとき、説明してすぐ、その席で決められているんですかね。

田淵局長

田原は私も行きましたが、一応説明させていただいて、私たちは、退席してくださいということで帰って、その後、地元で決を採られたと聞いております。

出席していなかったもので、分からないですが、そういうことで決められて、決定ということになっている。私が言いたいのは、田原川がですね、重本さんが産廃の・・・をやられだして、田原川へ泳いでいるハエと言うんですかね、あそこへも背中が曲がっている、あれもだ、というようになっていたんです。今はそれが、カワウに食べられていなくなったかも分かりませけど、綺麗になっています。それでも、自然の昔の川は無くなっているんです。

石が綺麗だったのが、泥を被っているんです。これは、私が・・・へ仕事に行きだして、あの時分は、27年からですから・・・ウナギをみんな採りに行っていたんです。今はウナギを食べる人がいない。行ってみてください。ああいうところを見てもらって、決めるべきです。まあこの辺は雑談になって非常にこの会は大変ですけど、40年東山は経っているんですね、その辺も含めて、ちょっと1時間や2時間のことで話を聞いて、賛成反対を決めて賛成が多かったから、火葬場、来てくれ、こういうことになっているんですね。

田淵局長

来てくれという格好では、さっきも言ったように、ないと思いますから。喜んで近くに来てくれというのは、実際には、わたしも、そういうことにはならないと思っています。

ちょっとお時間があれなんで、お話を後、またさせてもらってもいいんで。

質問等があれば、文書でいただくことをお願いして、閉会。



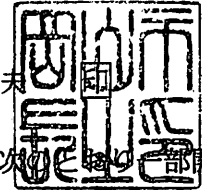
様式第2号の2 (第4条関係)

公文書一部開示決定通知書

岡生安第 134 号  
平成26年6月4日

片山博士様

実施機関名 岡山市長 大森雅夫



平成26年6月2日に受け付けした公文書の開示請求について、次のとおり一部開示することと決定したので、岡山市情報公開条例(平成12年市条例第3.3号)第9条第1項・第3項の規定により通知します。

公文書の件名	平成26年2月9日開催 岡山市説明会の議事録(詳細なもの)
公文書の内容	新斎場にかかるもの
公文書の開示日時	平成26年6月6日 午後1時以降
公文書の開示場所又は開示方法	岡山市庁舎2階 情報公開室 写しの交付
開示することができない部分の内容及びその理由	個人の氏名、住所、性別は岡山市情報公開条例第5条第1号に規定する個人情報に該当するため。
上記理由に該当しなくなる時期(明示することができるときのみ記入)	年 月 日 (開示を希望する場合は、この日以後に改めて開示請求をしてください。)
所 管 課	市民局 生活安全課 電話番号 086-803-1277

(注) 1 指定開示日時に都合の悪い場合には、あらかじめ所管課に電話で連絡してください。

2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

3 電子メールで送付する決定通知書は公印を省略します。

[教示] 1 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に実施機関に対して異議申立てをすることができます。

2 この決定の取消しの訴えは、この決定を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、岡山市(代表者岡山市長)を被告として提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。